

平成30年度 トラックドライバー・コンテスト 学科問題 100問 (400点)

《法規 50問 200点》

| ○道路交通法関係 | | 正答 |
|----------|--|----|
| 問1 | 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する表示板及び路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等による線、記号又は文字を総称して道路標識という。 | × |
| 問2 | 道路交通法において架線により道路上を運転するトロリーバスは、車両に含まれない。 | × |
| 問3 | 道路交通法において自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車で、原動機付自転車、自転車、身体障害者用の車いすは自動車に含まれない。 | ○ |
| 問4 | 道路交通法施行規則では、車両総重量が10,000キログラム、最大積載量6,000キログラムのものは、大型自動車に区分される。 | × |
| 問5 | 道路標識等で最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道においては、すべての中型自動車は時速80キロメートルを超えて運転をしてはならない。 | × |

| | | |
|-------|--|---|
| 問 6 | 車両は、道路の左側部分の道幅がその車両の通行のため十分でないときは、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。 | ○ |
| 問 7 | 自動車は、高速自動車国道等において、故障その他の理由により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合において、停車又は、駐車のための十分な幅員がある路肩又は路側帯に停車し、又は駐車することができる。 | ○ |
| 問 8 | 車両（トロリーバスを除く）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車は道路のセンターライン寄りに、原動機付自転車は左側に寄って通行しなければならない。 | × |
| 問 9 | 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、非常点滅装置を点灯し当該車両に注意を促したうえで進路変更を行う。 | × |
| 問 1 0 | 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずるような急ブレーキをかけてはならない。 | ○ |
| 問 1 1 | 運行記録計を備えなければならないこととされる自動車の使用者は、運行記録計により記録された当該自動車に係る記録を内閣府令で定めるところにより2年間保存しなければならない。 | × |
| 問 1 2 | 車両は、上り坂又は勾配の急な下り坂においては、他の車両（軽車両を除く）を追い越すため、進路を変更し、又はその追い越されようとする車両の側方を通過してはならない。 | × |
| 問 1 3 | 路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により示されている道路の部分を安全地帯という。 | ○ |
| 問 1 4 | 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。 | ○ |

| | | |
|-------|--|---|
| 問 1 5 | 自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間は、50キロメートル毎時に達していない速度で進行してはならない。 | ○ |
| 問 1 6 | 交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、速やかに進行しなければならない。 | × |
| 問 1 7 | 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯に接近する場合には、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。 | ○ |
| 問 1 8 | 交通整理の行われていない交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、左右の交通状況を確認し、徐行しながら交差点に入らなければならない。 | × |
| 問 1 9 | 車両等は、左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするときは、徐行しなければならない。 | ○ |
| 問 2 0 | 車両は、踏切の手前から50メートル以内の場所では、他の車両を追い越すため、進路を変更し、又はその追い越されようとする車両の側方を通過してはならない。 | × |
| 問 2 1 | 車両は、自転車横断帯とその手前の側端から30メートル以内の場所では、他の車両を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。 | ○ |
| 問 2 2 | 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、前車の右側を通行しなければならない。ただし、その前車が法令の規定により道路の中央又は右側端に寄つて通行しているときは、追い越してはならない。 | × |
| 問 2 3 | 警察官等は、違法停車している車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命じることができる。この命令に従わなかったときは、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。 | ○ |

| | | |
|-------|---|---|
| 問 2 4 | 車両が同一方向に進行しながら進路を左方に変更するときは、その行為をしようとする時の 2 秒前に合図をしなければならない。 | × |
| 問 2 5 | 車両等は、信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火のときは、停止位置を越えて進行してはならない。ただし、交差点において既に右折している車両等は、そのまま進行することができる。 | ○ |
| 問 2 6 | 貨物自動車の運転者は、当該貨物自動車に積載した精密機械が走行中転倒等しないよう看守する必要があることから、荷台に 1 名乗車させて運転した。 | ○ |
| 問 2 7 | 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に入り出すための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。 | ○ |
| 問 2 8 | 事業用貨物自動車について、整備不良車両を使用者以外の者が運転した場合には、車両等の使用者その他車両等の装置の整備についての責任を有する者である整備管理者の責任に帰すべきもので、当該自動車の運転者は罰せられない。 | × |
| 問 2 9 | 酒気を帯びて運転を行う恐れのある者に対し、車両を提供した場合、当該運転者が酒気を帯びて運転した場合は、あくまでも運転した者の自己の責任によるもので、車両を提供したものが罰せられることはない。 | × |
| 問 3 0 | 何人も、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転をしてはならない。 | ○ |
| 問 3 1 | 運転者は、監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行している場合、これらの者に十分注意し、速やかに通過すること。 | × |
| 問 3 2 | 運転者は、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。 | ○ |

| | | |
|-----|---|---|
| 問33 | 車両は、環状交差点において直進し、又は転回するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。 | ○ |
| 問34 | 公安委員会は、運転免許を受けた者が、認知症であることが判明したときは、3月を越えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。 | × |
| 問35 | 公安委員会は、運転免許を受けた者が、覚せい剤等の中毒者であることが判明したときは免許の取り消し、又は6月を越えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。 | ○ |
| 問36 | 信号機の表示する信号の種類が黄色の灯火の点滅をしているときは、車両等は、他の交通に注意して進行することができる。 | ○ |
| 問37 | 警察官は、過積載をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。 | ○ |
| 問38 | 車両等は、昼間でも、トンネルの中や濃い霧の中等で、視界が50メートル以下(高速自動車国道では200メートル以下)の暗い場所を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯等をつけなければならない。 | ○ |
| 問39 | 車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。 | ○ |
| 問40 | 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。 | ○ |
| 問41 | 公安委員会は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の使用者に対し、当該違反行為に係る運送の引き受けをしてはならない旨を勧告することができる。 | × |

| | | |
|------|---|---|
| 問4 2 | 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合であっても、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。 | × |
| 問4 3 | 車両（自転車以外の軽車両を除く。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。 | ○ |
| 問4 4 | 車両は、道路工事が行われている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。 | ○ |
| 問4 5 | 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量5,995キログラムの自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない一般道路においては、時速60キロメートルである。 | ○ |
| 問4 6 | 大型事業用貨物自動車の運転中、踏切を通過する際に運転操作を誤り踏切の警報器及び遮断機を破損し、このため、本線において3時間以上鉄道車両を運休させたが、鉄道車両には衝突していないので、自動車事故報告書の提出は必要ないものと判断した。 | × |
| 問4 7 | 車輪止め装置取り付け区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けられた車両の使用人は、警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除いてはならない。 | ○ |
| 問4 8 | 自動車の運転者は、消音器を備えていない自動車（消音器を切断したもその他の消音器の機能に著しい支障を及ぼす改造等した消音器を備えている自動車を含む。）を運転してはならない。 | ○ |
| 問4 9 | 路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。 | ○ |
| 問5 0 | 停車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。 | × |

《常識 25問 100点》

| ○貨物自動車運送事業法関係 5問 | | |
|------------------|--|---|
| 問51 | 特定貨物自動車運送事業とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。 | ○ |
| 問52 | 一般貨物自動車運送事業の許可の申請がされた場合において、その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものでないときは、国土交通大臣は当該一般貨物自動車運送事業の許可をしてはならない。 | ○ |
| 問53 | 一般貨物自動車運送事業者等が、貨物自動車運送事業法に基づき、輸送の安全確保、事業改善の命令、許可の取消し等の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る）を受けた場合、国土交通大臣はその処分を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により行う。 | ○ |
| 問54 | 事業用自動車の運転者は、著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合において、その概要及び原因を運行管理者に報告すれば、乗務記録に記載する必要はない。 | × |
| 問55 | 事業用自動車の運転者は、乗務後の点呼において、健康状態、道路及び運行の状況について報告をしなければならない。 | × |
| ○労働基準法関係 5問 | | |
| 問56 | 労働基準法において使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。 | ○ |
| 問57 | 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり治療のために休業する期間及びその後6週間並びに産前産後の女性が法第65条（産前産後）の規定によって休業する期間及びその後6週間は、解雇してはならない。 | × |

| | | |
|-----|--|---|
| 問58 | 解雇の予告の規定は、法に定める期間を超えない限りにおいて、「日日雇い入れられる者」、「2ヵ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」のいずれかに該当する労働者については適用しない。 | ○ |
| 問59 | 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、労働安全衛生規則に定める既往歴及び業務歴の調査等の項目について医師による健康診断を行わせなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、6ヵ月を経過しない者を雇い入れる場合にその者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りではない。 | × |
| 問60 | 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。 | ○ |

○実務上の知識関係 15問

| | | |
|-----|--|---|
| 問61 | 荷物の積み卸しや休憩時間に、エンジンをかけたまま車両を放置しておく無駄なアイドリングをやめることは、燃料の消費抑制や地球温暖化対策として運転者に求められている。 | ○ |
| 問62 | 乗務前の点呼においてアルコール検知器を使用し、アルコールが検出されれば、道路交通法で定める呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるか否かを問わず、乗務を行ってはならない。 | ○ |
| 問63 | 事業用自動車を運行中に大地震が発生し、やむを得ず車を道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアをロックする。 | × |
| 問64 | 労使協定があるときは、1年のうち8箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、1箇月の拘束時間を320時間まで延長することができる。 | × |
| 問65 | 高速自動車国道の設備には、疲労回復及び情報収集等の設備にサービスエリアが、約50キロメートル毎に設置しており、レストラン、売店、無料休憩所、燃料スタンド、点検所、便所などが設置されている。 | ○ |

| | | |
|-------|---|---|
| 問 6 6 | 衝突被害軽減ブレーキとは、当該装置を装着した車両が先行車両に近づく場合、レーダーが常に前方の状況を監視し、ドライバーが前方の車両に気づかず追突の危険性が高まったときは、音によりドライバーにブレーキ操作を促すことと、追突する又は追突の可能性が高いと判断すると自動的にブレーキが作動する装置である。 | ○ |
| 問 6 7 | 夜間、見通しの悪い交差点やカーブ等の手前では、前照灯を上向きに切り替えるか点滅して、ほかの車や歩行者に自車の交差点への接近を知らせるとよい。 | ○ |
| 問 6 8 | 平成29年中の全国交通事故による死亡者の数は、3,694名で、そのうち高齢者の死亡者は、2,020名で、全国の交通事故死亡者の数の54.7%であった。 | ○ |
| 問 6 9 | 事業用自動車は右カーブ路を走行している際、ハンドル操作を誤り、道路左側の歩道に乗り上げ、道路沿いの民家に寄りかかる形で、路面と39度傾斜して道路上に停止した。この事故において家屋に損害はあったものの負傷者はいなかったため、省令に定める自動車事故報告書を提出しなかった。 | × |
| 問 7 0 | 自動車に働く慣性力は、自動車の重量に比例して大きくなることから、その重量が増加すればするほど制動距離が長くなることを考慮して適正な車間距離の確保について運転者に対し指導している。 | ○ |
| 問 7 1 | 自動車に働く慣性力、遠心力及び衝撃力は、速度に比例して大きくなることから、速度が2倍になれば4倍に、速度が3倍になると6倍となり、制動距離、運転操作及び事故時の被害の程度に大きく影響するため、常に制限速度を守り、適切な車間距離を確保し、運転するよう指導している。 | × |
| 問 7 2 | 事業用自動車の運転者が、運行途中に軽度の心臓発作により体調不良に陥り、運転の継続が困難となった。当該運転者からの連絡を受け、営業所の運行管理者はただちに救急車の手配等をするとともに交替運転者を派遣して運行を継続し、運行計画どおり終了したので、自動車事故報告書を提出しなかった。 | × |
| 問 7 3 | トラックを安全に運転するために留意すべき事項を指導する場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）を説明すること等により運転者に理解させる。 | ○ |
| 問 7 4 | 雨の日に高速走行したとき、タイヤが路面の水を排除できず路面から浮き上がり、水の上を滑るようになる。この現象をスタンディングウェーブ現象という。 | × |

| | | |
|-----|---|---|
| 問75 | 平成29年中に静岡県で発生した人身交通事故について、事故発生件数、死者数、負傷者数、高齢者の死者数ともに前年に比べて減少した。 | ○ |
|-----|---|---|

≪構造 25問 100点≫

| ○道路運送車両法関係 25問 | | |
|----------------|--|---|
| 問76 | 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。 | ○ |
| 問77 | 臨時運行の許可に係る自動車については、臨時運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該臨時運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければならない。 | ○ |
| 問78 | 自動車に備える非常信号用具は、夜間200メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発し、かつ、自発光式のものでなければならない。 | ○ |
| 問79 | 自動車の非常点滅表示灯は、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火として作動する場合には、方向指示器の点滅回数の基準に適合しない構造とすることができる。 | ○ |
| 問80 | 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。 | ○ |
| 問81 | 事業用自動車の日常点検において、原動機のファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないかの有無を日常点検のその都度、点検しなければならない。 | × |
| 問82 | 自動車の方向指示器は、橙色であって点滅回数は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。 | ○ |

| | | |
|-------|---|---|
| 問 8 3 | 事業用自動車の日常点検において、タイヤの空気圧の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に行うことで足りる。 | × |
| 問 8 4 | 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。 | ○ |
| 問 8 5 | 自動車の「輪荷重」とは、自動車の一個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。 | ○ |
| 問 8 6 | 自動車の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方部分を除く。）には、道路運送車両の保安基準に定められたもの以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 | ○ |
| 問 8 7 | 巻込防止装置、突入防止装置並びに前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。 | ○ |
| 問 8 8 | 停止表示器材は、夜間 1 5 0 メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 | × |
| 問 8 9 | 自動車の高さは、空車状態において 3.8 メートルを超えてはならない。 | ○ |
| 問 9 0 | 自動車の最小回転半径は最外側のわだちについて、1 8 メートル以下でなければならない。 | × |
| 問 9 1 | 原則として自動車の長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）は、1 2 メートルを超えてはならない。 | ○ |

| | | |
|------|--|---|
| 問92 | 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の自動車の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。 | ○ |
| 問93 | 何人も国土交通大臣が行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。 | ○ |
| 問94 | 自動車の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみのないものであり、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であれば、透明のものでなくてもよい。 | × |
| 問95 | 長さ6メートルを超える普通自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。 | ○ |
| 問96 | 整備管理者を選任しなければならない事業所において、運行管理者が日常点検の結果に基づく運行の可否を決定し運行を開始した。 | × |
| 問97 | 自動車に備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上2メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない。 | × |
| 問98 | 積車状態とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員に関わらず運転者1名の重量と、最大積載量の物品が積載された状態をいう。 | × |
| 問99 | 自動車登録番号標の表示は、自動車の前面及び後面であつて、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。 | ○ |
| 問100 | 登録自動車の所有者は、登録されている所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。 | ○ |